



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年5月16日金曜日 第2571号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定(2件).....(健康増進課)... 392
 農地中間管理機構の名称の変更.....(農産園芸課担い手・農地保全対策室)... 393
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....(水産課)... 393
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....(")... 393
 港湾施設の概要.....(港湾海岸課)... 394
 公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定.....(建築住宅課)... 394
 土地改良区役員就退任の届出.....(東予地方局農村整備課)... 394
 指定居宅サービス事業の廃止.....(中予地方局地域福祉課)... 394
 指定介護予防サービス事業の廃止.....(")... 394
 指定介護老人福祉施設の指定.....(")... 395
 建設業者の許可の取消し.....(中予地方局管理課)... 395
 道路の区域変更(一般国道380号)(2件).....(南予地方局大洲土木事務所)... 395
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線).....(")... 395
 愛媛県生涯学習センターの特別利用料の収納事務の委託.....(生涯学習課)... 396
 愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の特別利用料の収納事務の委託.....(")... 396

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....(男女参画・県民協働課)... 396
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(3件).....(")... 397
 争議行為の通知の公表.....(労政雇用課)... 397
 県立学校インターネット実習対応パソコン等の借入れ.....(高校教育課)... 397

教育委員会公告

平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施.....(義務教育課)... 398
 平成27年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について
(高校教育課)... 399

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人事委員会事務局)... 400

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
城西調剤薬局南斎院店	松山市南斎院町54番地1	有限会社城西調剤薬局	精神通院医療(薬局)	平成26年5月1日
レデイ薬局馬木店	松山市馬木町2230番地4	株式会社レデイ薬局	精神通院医療(薬局)	平成26年5月8日
ハッピー薬局東野店	松山市東野2丁目2番21号 K-12ビル	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療(薬局)	平成26年5月1日

○愛媛県告示第608号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
かりん株式会社	松山市余戸南3丁目9番36号 ルネス余戸101号室	訪問看護ステーションかりん	松山市余戸南3丁目9番36号 ルネス余戸101号室	精神通院医療	平成26年 5月1日
一般社団法人在宅ケアサポートゆらり	宇和島市保手5丁目1番16号	訪問看護ステーションゆらり	宇和島市保手5丁目1番16号	精神通院医療	平成26年 5月1日
特定非営利活動法人介護企画あき	松山市南江戸4丁目5番25号	南江戸訪問看護ステーション	松山市南江戸6丁目5番31号	精神通院医療	平成26年 5月1日
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番地	訪問看護ステーションちかい	四国中央市土居町土居2227番地32	精神通院医療	平成26年 5月1日

○愛媛県告示第609号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第2項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農地中間管理機構の名称

変更前	公益財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社
変更後	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

2 変更年月日

平成26年 4月 1日

○愛媛県告示第610号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年 5月16日から29日まで

○愛媛県告示第611号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町二見乙348 古 田 宇 佐 彦	西宇和郡伊方町二見甲3048 古 田 睦	西宇和郡伊方町九町1 - 1600 - 1 菊 池 磯 綱	町 見	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成26年 5月16日から 5月30日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第612号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
緑 地	松山市大可賀3丁目1469番、1470番	面積 18,000平方メートル
道 路	松山市大可賀3丁目1470番	延長 163.00メートル 幅員 11.75メートル

○愛媛県告示第613号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり定める。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数 値	備 考
伊予郡砥部町高尾田	砥部	24	高耐	0.8730	5号棟

○愛媛県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町大頭土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 5月16日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

就 任

○愛媛県告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成26年 5月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 河辺整形外科	河辺整形外科	愛媛県伊予郡松前町浜858番地	平成26年4月1日	訪問介護

○愛媛県告示第616号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービスを廃止する旨の届出があった。

平成26年 5月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人 河辺整形外科	河辺整形外科	愛媛県伊予郡松前町浜858番地	平成26年4月1日	介護予防訪問介護

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	徳 永 求	西条市小松町大頭甲504番地
"	日 野 守 男	西条市小松町大頭甲425番地 1
"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地 1
"	曾 我 一 城	西条市小松町大頭甲233番地
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	玉 井 七 郎	西条市小松町大頭甲688番地 3
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地 4
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
"	手 島 貞 男	西条市小松町大頭甲1113番地 3
監 事	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地
"	高 橋 進	西条市小松町大頭甲644番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 頼 市	西条市小松町大頭甲254番地 1
"	徳 永 求	西条市小松町大頭甲504番地
"	日 野 守 男	西条市小松町大頭甲425番地 1
"	高 橋 忠 親	西条市小松町大頭甲479番地 1
"	曾 我 一 城	西条市小松町大頭甲233番地
"	曾 我 守	西条市小松町大頭甲212番地
"	玉 井 七 郎	西条市小松町大頭甲688番地 3
"	高 木 安 雄	西条市小松町大頭甲202番地 4
"	手 島 貞 男	西条市小松町大頭甲1113番地 3
"	十 亀 保 美	西条市小松町大頭甲395番地
監 事	伊 藤 郁 夫	西条市小松町大頭甲405番地
"	高 橋 進	西条市小松町大頭甲644番地 2

○愛媛県告示第617号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成26年 5月16日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

指定介護老人福祉施設の 開設者 の 名称	指定介護老人福祉施設		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 喜久寿	指定介護老人福祉施設 久万の里新館	愛媛県上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地580番地24	平成26年 4月 1日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第618号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第15009号	平成24年 5月14日	スリーエー	宮崎 靖	松山市津吉町611-5	平成26年 4月2日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-24)第1110号	平成24年 7月12日	亀田建設工業(株)	佐藤 治	松山市大可賀3-580	平成26年 4月10日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(特-23)第914号	平成23年 6月20日	(株)田中建設	岡本 昭吾	松山市来住町1192-3	平成26年 4月22日	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	380号	喜多郡内子町大平305番から 同町大平429番3まで	旧	メートル 5.7~18.4	キロメートル 0.224	
			新	11.2~96.7	0.224	

○愛媛県告示第620号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	380号	喜多郡内子町日野川839番から 同町日野川812番まで	旧	メートル 4.8~12.2	キロメートル 0.124	
			新	12.0~26.7	0.124	

○愛媛県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3761番	旧	メートル 4.4~7.4	キロメートル 0.033	
			新	4.7~9.8	0.033	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂3745番から 同町山鳥坂3486番まで	旧	4.7~8.4	0.040	
			新	4.8~12.4	0.040	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂3443番から 同町山鳥坂3442番まで	旧	4.4~5.1	0.030	
			新	4.4~10.6	0.030	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂2471番から 同町山鳥坂2470番1まで	旧	4.0~7.7	0.041	
			新	5.3~11.8	0.041	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂2463番1から 同町山鳥坂2463番3まで	旧	3.7~5.6	0.039	
			新	5.5~7.2	0.039	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1982番1から 同町山鳥坂1981番1まで	旧	5.0~7.5	0.058	
			新	7.0~9.5	0.058	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1774番から 同町山鳥坂1753番まで	旧	3.5~3.9	0.030	
			新	3.5~12.2	0.030	
"	"	大洲市肱川町山鳥坂1741番から 同町山鳥坂1739番まで	旧	3.7~5.5	0.034	
			新	5.3~8.6	0.034	

○愛媛県告示第622号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県生涯学習センターの特別利用料の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年5月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社レスパスコーポレーション
東温市見奈良1110番地
- 2 委託期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

○愛媛県告示第623号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の特別利用料の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年5月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
イヨテツケーターサービス株式会社
松山市三番町四丁目9番地5
- 2 委託期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月16日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年4月18日	特定非営利活動法人 農音	田中佑樹	松山市宮野534番地1	この法人は、都市部への人口流出などのため地域社会の基盤が弱体化するなどの社会的課題を抱える過疎地域に対して、都市部からの移住を促進させることにより多様な人材を地域に迎え入れ、地域住民との協働により地域の活力を高めることとする。

め、地域の社会的課題の解決を図るとともに、特産品の振興、地域間交流の促進をはじめ多様な事業を行い、以て地域の賑わいの回復、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の増進などを図り、誰もが暮らしやすく、幸せを感じられる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 4月25日	特定非営利活動法人 再生支援せとうち	吉 井 久 典	松山市宮西町1丁目4 - 43大智ビル4階	この法人は、経済的な苦境に陥る中小企業経営者及び個人経営者に対し、事業及び生計に係る再構築の知識を有する専門スタッフが相談事業及びセミナー運営事業等を行うことにより、地域経済の停滞を防ぎ、もって地域経済再生に寄与する事を目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 4月30日	特定非営利活動法人 えひめ盲ろう者友の会	高 橋 信 行	松山市久万ノ台594番地 5	本会は、視覚障害と聴覚障害を併せ持つ者（以下「盲ろう者（児）」という。）の社会参加を支援するとともに、住民に対し、盲ろう者（児）へのボランティア活動の知識・技能を広め、活動参加の機会を提供することにより、盲ろう者（児）が安心して参加できる社会作りを促進することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年 5月 2日	特定非営利活動法人 フェローシップステーション	三 好 大 助	愛媛県松山市西一万町10番地 2	この法人は、障がいを持つ人々が精神的・経済的に自立して、生き甲斐、働き甲斐を感じながら社会参加・就労できるようになるために、今後ますます発展を遂げるコンピュータやその領域の知識や技術を利用した仕事の開拓・研修・実習・実務に関する業務を行い、障がい者の社会参画と自立に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成26年 5月 9日あったので公表する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成26年度夏季・年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成26年 5月20日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人真光會	松山市南高井1491
医療法人光佑会くろだ病院	伊予郡松前町大字神崎586

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年 5月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
県立学校インターネット実習対応パソコン等の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
県立学校インターネット実習対応パソコン等一式(サーバー26台、パーソナルコンピュータ802台、プリンタ105台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
平成26年 9月 1日から平成32年 8月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成26年度、平成27年度及び平成28年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)912 2951
- (2) 入札書の受領期限
平成26年 6月25日(水)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法
平成26年 5月16日(金)から 6月 6日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)に(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成26年 6月25日(水)午後2時

愛媛県庁第一別館10階教育委員室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出期限:平成26年 6月10日(火)午後5時15分
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit , for the prefectural school computer rooms (Local Area Network) , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p . m . , 25 June 2014 (tenders submitted by mail: 5:15 p . m . , 24 June 2014)
- (3) For further information , please contact: Facilities Administration Section , High School Education Division , Guidance Department , Ehime Prefectural Board of Education , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2951

教育委員会公告

○公 告

平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について
教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、
平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。
平成26年 5月16日

愛媛県教育委員会

教育長 仙 波 隆 三

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成26年 7月23日(水)から 26日(土)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中学校教員(各教科)	平成26年 7月23日(水)から 26日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高等学校教員(各教科(科目))	平成26年 7月23日(水)から 26日(土)まで	松山商業高等学校 (松山市旭町71番地) 松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
特別支援学校教員		
養護教員	平成26年 7月23日(水)から 26日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
栄養教員	平成26年 7月23日(水)から 26日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成26年5月19日(月)から6月11日(水)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成27年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの

(2) 昭和50年4月2日以降に出生した者(本県の国公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。))で5年以上の教職経験(期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。)を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和40年4月2日以降に出生した者)

なお、他の都道府県で、国公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。))及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。))については、年齢を制限しない。

また、小学校教員又は中学校教員の試験区分を志願する者で、平成26年4月1日から同年6月11日までの間に愛媛県教育委員会又は本県内の市町教育委員会が、1日以上任期を定めて、期限付又は臨時的に任用した職員(講師、学習支援員、教育相談員等、児童生徒の教育に関わる職員に限る。以下「講師等」という。)で、かつ、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に通算して24月以上の講師等の勤務経験を有するものについては、昭和40年4月2日以降に出生した者とする。

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して郵送にて下記まで請求すること。

<請求先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

○公 告

平成27年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成27年度の愛媛県県立高等学校及び愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成26年 5月16日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領(平成20年3月文部科学省告示第28号)に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成27年3月11日(水)及び同日12日(木)	平成27年2月9日(月)	平成27年4月2日(木)
合格者の発表の日	平成27年3月18日(水)	平成27年3月18日(水)	平成27年4月3日(金)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

イ 出題範囲

(ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第62号）及び平成21年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件（平成21年3月文部科学省告示第40号）第3項第2号の規定に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、

基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成27年3月6日（金）
合格者の発表の日	平成27年3月20日（金）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 170

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 5月16日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知事 本庁	部長 営業本部長 局長 医療政策監	知事 本庁	部長 営業本部長 局長 技術監
部局	しまのわ2014推進監 技術監 次長 営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力審査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力審査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。）、予算及び庁舎管理_____を担当	部局	_____ 営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力審査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力審査係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理及び守衛を担当

		するもの並びに人事係、給与係、福利健康係及び共済・年金係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)			するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するものに限る。)
出先 機関	省略		出先 機関	省略	
				看護専 門学校	校長 教務課長
	省略			省略	
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。